

ライフの学校共生型ショートステイ萩の風キャンパス

重要事項説明書

(共生型短期入所事業所)

当事業所は仙台市の指定を受けています。
(仙台市指定 第0415301225号)

当事業所はご利用者に対して、短期入所サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇

1. 事業者
2. 利用施設
3. サービスの目的・運営方針
4. サービスに係る事業所・設備等の概要
5. サービス提供職員の配置状況
6. サービス提供の内容
7. 利用料金
8. 利用の中止
9. 利用者の記録及び情報の管理等
10. 緊急時の対応
11. 要望・苦情申立先に関する相談窓口
12. 協力医療機関
13. 非常災害時の対策
14. 当事業所ご案内の際に留意いただく事項
15. 損害賠償について

社会福祉法人 ライフの学校

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 ライフの学校
(2) 法人所在地 仙台市若林区上飯田字天神1番地1
(3) 電話番号 022-289-8555
(4) 代表者氏名 理事長 田中 伸弥
(5) 設立年月日 平成19年2月16日

2. 利用施設

- (1) 事業所の種類 共生型短期入所事業
(2) 事業所の名称 ライフの学校共生型ショートステイ萩の風キャンパス
(3) 事業所番号 01415301225
(4) 事業所の所在地 宮城県仙台市若林区上飯田字天神1番地1
(5) 電話番号 022-289-8555
(6) FAX番号 022-289-1755
(7) 管理者 氏名 菅原 篤人
(8) 実地地域 仙台市(その他地域より利用希望があった場合には、面接、相談、協議の上利用を決定する)
(9) 主たる対象者 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病患者等
※医療的ケアが必要な場合は、利用の可否を検討させていただきます。
(10) 定員 10名
(11) 営業日 年中無休
(12) 受け付け時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
(11) 開設年月日 令和3年1月1日

3. サービスの目的・運営方針

- (1) 目的 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な短期入所の提供を確保します。
(2) 運営方針 別紙・社会福祉法人ライフの学校 ライフの学校共生型ショートステイ萩の風キャンパス(短期入所)運営規定による。
(3) 事業所理念 私達は、パートナー(利用者様)と
・信頼関係を築き、寄り添い共に生活を送ります。
・自己実現のために行動します。
・尊厳を大切にします。

パ

4. サービスに係る事業所・設備等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は全室個室で洗面台、トイレ、冷暖房完備です。日常生活は10名のユニットケアを基本にしています。食堂・リビング・浴室を設置しております。

居室・設備の種類	室 数	備 考
居室(一人部屋) 15.06m ²	10室	1ユニット (洗面台、トイレ、タンス、床頭台、TV、ベットつき)
共同生活室	1室	ユニットに1室(食堂・リビングほか)
浴 室	1室	一般浴槽(リフトつき)
汚物処理室	1室	ユニットに1室
機 械 浴 室	1室	特殊浴槽(寝台車)
介護材料室	(1室)	
非常災害設備		消化器具、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯及び誘導標識

※上記は、厚生労働省が定める基準により、短期入所事業所に設置が義務付けられている施設・設備です。

5. サービス提供職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定共生型短期入所事業所サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準	職 種
1. 管理者(施設長)	1名(兼務)	1名	1. 管理者(施設長)
2. 生活相談支援員	1名以上(兼務)		2. 生活相談支援員
3. 生活支援員	常勤2名 以上(兼務)		3. 生活支援員
4. 管理栄養士	1名以上(兼務)	1名	4. 管理栄養士
5. 事務責任者	1名以上(兼務)	必要数	5. 事務責任者

※常勤換算...職員それぞれの週あたりの勤務時間総数を、当事業所における常勤職員の所定の勤務時間数(週40時間)で除した数です。

(例) 週4時間勤務の介護職員が4名いる場合、常勤換算では、4名(4時間×5日×4人÷40時間=2名)となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 生活相談支援員	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を満たす範囲とします。なお、職員の勤務時間帯は以下の通りです。 日勤 9:00～18:00
2. 生活支援員	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を満たす範囲とします。なお、職員の勤務時間帯は以下の通りです。 早番 7:00～16:00 日勤 9:00～18:00 遅番 12:45～21:45 夜間 21:30～7:30
3. 管理栄養士	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を満たす範囲とします。なお、職員の勤務時間帯は以下の通りです。 日勤 9:00～18:00

6. サービス提供の内容

(1) 介護給付費対象サービス内容

介護給付費(市町から支給される額及び利用者の定率負担額等)の範囲内で提供するサービスの内容は以下の通りです。

サービスの種類	サービスの内容
食事	栄養バランス、利用者の身体状態を考慮した食事の提供を行います。 食事時間⇒(朝)8:00～10:00 (昼)12:00～14:00 (夕)17:30～19:30
洗濯・排泄・着脱衣 整容・清掃等	利用者の状況に応じて、適切な支援と介護を行います。
日中活動支援	日中活動の事業所と連携した支援を行います。
金銭管理	必要に応じて個々の能力の応じた方法で支援します。
人間関係	必要な人的、物的な環境整備と共に、円滑な人間関係を築くための社会性を身に付けることができるよう支援します。
健康管理	服薬管理や、事故や怪我等の治療が必要とされた場合は、医療機関の協力のもと必要な措置を講じます。
相談及び援助	利用者及び法定代理人等からの相談については、必要に応じて相談を受けて心を行います。

(2) 給付費対象外サービス内容

サービス種類	サービスの内容	金額
食費	食材料費 (材料費の市価変動による変更有)	朝食 400円 (材料費235円/人件費165円) 昼食 550円 (材料費383円/人件費167円) おやつ 200円 夕食 550円 (材料費385円/人件費165円)
日用品費	歯ブラシ、歯磨き粉、タオル等消耗品	自費
送迎	当事業所送迎ルートの範囲内で送迎希望の方を送迎します。なお、送迎車両への相乗り困難な場合は希望に沿えない場合があります。	無料 (送迎加算の算定期間内)
その他	日常生活において通常必要な物であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの	自費

※「7、利用料金(2)各種加算」に記載される「食事提供体制加算」の該当者については、上記に定める食 費については材料費のみの負担となります。

7. 利用料金

(1) 基本サービス単位数(仙台市6級地⇒1単位10.36円)

項目	要件	単位数	利用料金	利用者負担金
共生型短期入所(福祉型) サービス費(Ⅰ)		767単位/日	7,946円/日	795円/日
共生型短期入所(福祉型) サービス費(Ⅱ)	生活介護又は通所支援等を利用した日に短期入所を利用	235単位/日	2,434円/日	243円/日

(2) 各種加算

項目	要件	単位数	利用料金	利用者負担金
短期利用加算	利用開始から 30 日以内の期間について算定	30単位/日	310円/日	31円
栄養士配置加算 (Ⅰ)	管理栄養士又は栄養士を 1名以上配置し、利用者 の食事管理を適切に行っている場合に算定(常勤)	22単位/日	227円/日	23円
食事提供体制加算	収入が一定額以下の利用者に対して、事業所 が食事を提供した場合に算定	48単位/日	497円/日	50円

緊急短期入所 受入加算（Ⅰ）	指定短期入所の緊急利 用を受け入れた 場合に、当該緊急利用者に対して初日 のみ算定（福祉型）	180単位/日	1,864円/日	187円
送迎加算	利用者に対して、居宅等と短期入所事業 所との間の送迎を行った場合に算定	（片道） 186単位/日	1,926円/日	193円
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		1ヶ月の総単位数に8.6%を乗じた額		
福祉・介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）		1ヶ月の総単位数に2.1%を乗じた額		
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算		1ヶ月の総単位数に2.8%を乗じた額		

(3) 定率負担額に関する月額上限

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる1割の定率負担額については、所得（世帯の収入状況）に応じて下表の 通り4区分の月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

<障害者の場合>

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得者	市町村民税非課税世帯 ※3人世帯で障害者基礎年金1級の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象	0円
一般1	市町村民税非課税世帯（所得割16万円未満） ※収入が概ね600万円以下の世帯が対象 ※障害者支援施設等を利用している者。（20歳以上）共同生活援助を利用している者を除く。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

<障害児の場合>

区分	世帯の収入状況		負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得者	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）※収入が概ね890万円以下の世帯が対象	障害児通所支援、居宅介護等を利用している場合	4,600円
		障害児入所支援を利用している場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

＜給付費対象外サービス料金＞

サービス種類	サービスの内容	金額
食費	食材料費 (材料費の市価変動による変更有)	朝食 400円 (材料費235円/人件費165円) 昼食 550円 (材料費383円/人件費167円) おやつ 200円 夕食 550円 (材料費385円/人件費165円)
日用品費	歯ブラシ、歯磨き粉、タオル等消耗品	自費
送迎	当事業所送迎ルートの範囲内で送迎希望の方を送迎します。なお、送迎車両への相乗り困難な場合は希望に沿えない場合があります。	無料 (送迎加算の算定期間内)
その他	日常生活において通常必要な物であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの	自費

※「7、利用料金(2)各種加算」に記載される「食事提供体制加算」の該当者については、上記に定める食 費については材料費のみの負担となります。

(4)利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求いたします。翌月末日までに以下の方法でお支払い下さい。

○お支払方法

1. 振込によるお支払

振込先

1 七十七銀行 沖野支店 普通 5443598

社会福祉法人ライフの学校 理事長 田中 伸弥

2 ゆうちょ銀行 記号 18110 番号 9728491

社会福祉法人ライフの学校

※振込にかかる場合の手数料は、ご契約者又はご家族のご負担でお願い致します。

2. 口座振替によるお支払

①ゆうちょ銀行 毎月月末振替(※土日もしくは祝日の場合翌営業日になります。)

②他の銀行 毎月27日振替(※上記同様)

8. 利用の中止

次のことに該当する場合には、速やかに家族に連絡をとる等必要な措置を講じるとともに、利用を中止する場合があります。

○初日利用の健康チェックの結果、通院や加療等が必要であると認められる場合

○感染症(インフルエンザ・感染性胃腸炎等)に罹患していることが考えられる場合

○利用期間中において、利用者自らが中止を希望した場合

○自己もしくは他者の生命(健康)に影響を与えるような自傷(他傷)行為や迷惑行為等が見られる場合

9. 利用者の記録及び情報の管理等

(1)事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報についてはサービスを提供した日から5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、10:00～16:00です。

(2)利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市長及び関係機関にお情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供致します。

10. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、ご家族の緊急連絡先に連絡します。基本的には、ご家族等により医療機関への受診をお願いします。(但し事業所内事故等による緊急時には、事業所の判断にて医療機関に搬送します。)

11. 要望・苦情等申立先に関する相談窓口

(1)当事業所における苦情の受け付け

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受け付け窓口 渡辺 勇
- 苦情解決責任者 菅原 篤人

また、苦情受付ボックスを1階エレベーター付近に設置しております。

- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

(ただし、祝祭日と8月13日～8月16日、12月30日～1月3日は除きます。)

(2)行政機関その他苦情受付機関

仙台市健康福祉局 障害福祉部 障害者支援課 地域生活支援係	所在地 仙台市青葉区国分町3丁目7-1 電話番号 022-214-8164 受付時間 9:00～17:00
仙台市若林区役所 保健福祉センター 障害高齢課	所在地 仙台市若林区保春院前丁3-1 電話番号 022-282-1111 受付時間 9:00～17:00
宮城県 国民健康保険団体連合会	所在地 仙台市青葉区上杉1丁目2-3 電話番号 022-222-7700 受付時間 9:00～16:00
宮城県社会福祉協議会 『運営適正化委員会』	所在地 仙台市青葉区本町3丁目7-4 電話番号 022-716-9674 受付時間 9:00～17:00

※その他、お住まいの各区障害高齢課にご相談ください。

12. 協力医療機関

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

医療機関の名称	芳縁診療所八幡
医院長名	ジャ・ウェンティン
所在地	仙台市青葉区八幡2丁目3-6 グラシアスはちまん1F
電話番号	022-341-2882
診療科	内科外科

13. 非常災害時の対策

(1)災害時

定期的に避難訓練を行い、災害時に備えております。また、町内会の方に近隣防災協力員としてご協力をいただいております。

防火管理者：施設長 菅原 篤人

(2) 感染症発症時

感染症対策委員会を設置し、衛生管理、健康管理等の予防対策と発生時の対策を整備し、感染症の発生時に備えております。感染症の発生を確認した場合、早急に感染症拡大を防ぐ対策を講じ、蔓延防止に努めます。

(3) 不審者侵入時

不審者が施設内に侵入し、ご利用者に危害をおよぼさないよう、出入口のチェック、セキュリティーの活用、防犯器具の設置等を強化し、施設防犯管理体制を整備しております。

14. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 面会

面会時間は、午前9:00から午後7:30までとなります。この時間以降は玄関を施錠しております。また施設内のご利用者にご迷惑がかかるような場合はご遠慮下さい。

(2) 外出

外出される場合は、事前にお申し出下さい。

(3) 食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、食費は頂きません。当日の申し出に関しましては、所定の食費をいただきます。(※ただし、緊急の入院・通院等の場合は、その限りではありません。)

(4) 感染症等の発生・流行時

施設内での蔓延防止のため、ご家族様の面会、ご利用者の外出等について制限することもございますので、ご協力をお願いします。

(5) 飲酒について

飲酒は可能ですが、お酒は職員に預けていただきます。

(6) 貴重品等の管理

貴重品は、原則、自己管理となります。管理が自己管理が難しい方や、高額な貴重品等は館内に持ち込まないようお願いいたします。

(7) 経管栄養について

経管栄養の方は、必要物をご持参ください。

(8) 喫煙

火災防止のため、事業所内の定められた場所以外での喫煙はできません。

(9) 個別(特別)な対応

当施設においては、マンツーマン対応は出来かねますので、ご承諾の上ご利用ください。

(10) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、ご利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。その場合、ご利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

15. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害補償額を減じる場合があります。

※下記のような施設内外における不慮の事故については、賠償責任を負いかねますのでご注意願います。

- ①通勤途上における事故・怪我
- ②職員の指示に従わない事により起きた事故・怪我
- ③本人特有のこだわりや自傷行為等により起きた事故・怪我
- ④利用者同士のトラブルによる事故・怪我
- ⑤無断外出により起きた事故・怪我
- ⑥てんかん発作等での転倒による事故・怪我
- ⑦食事中の誤嚥等による事故

令和 年 月 日

共生型短期入所利用の開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

ライフの学校共生型ショートステイ萩の風キャンパス

説明者職名 生活相談員 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、ライフの学校共生型ショートステイ萩の風キャンパスについて同意しました。

ご利用者住所

氏名

身元保証人住所

氏名

(契約者との続柄)

「個人情報の使用等に係る説明書」

以下に定める条件のとおり、ライフの学校共生型ショートステイ菰の風キャンパスは、利用者ご本人及び身元引受人、ご家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することをお約束いたします。

1. 利用期間 短期入所サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) ご利用者に関わる個別支援計画書を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため。
- (2) 医療機関、自治体（保険者）、介護サービス事業者、その他社会福祉団体等との連絡調整のため。
- (3) 利用者が、医療サービスを希望している場合及び主治医の意見を求める必要のある場合。
- (4) 利用者の利用する事業所内のカンファレンスのため。
- (5) 行政からの要請などに応える場合。
- (6) その他サービス提供で必要な場合。
- (7) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合。

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外には決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

4. 肖像権及び施設内におけるボランティア・実習生との交流

- (1) 施設においてはその性格上、他ご利用者のご家族、見学者、施設管理に関する業者等の施設への出入りがあります。
- (2) 当法人では、広報誌・ホームページにて、ご利用者の皆様の日常のご様子を関係方面にお知らせしております。その場合、ご利用者のお写真を掲載させていただく場合があります。
- (3) 当法人では、各種資格取得を目指す学生等の実習を行う場として施設を提供しております。この実習生への情報提供及び実習生による介助を提供する場合があります。

理事長 田中 伸弥

本書面について説明を受け、内容について同意いたします。

令和 年 月 日

契約者住所 _____

氏名 _____

身元保証人住所 _____

氏名 _____

身元保証人住所 _____

氏名 _____